



低車外音タイヤの表示制度の開始について

一般社団法人日本自動車タイヤ協会(会長 山石 昌孝)では、低車外音タイヤの普及促進に向けた自主的な取り組みとして、この度、業界自主基準の「低車外音タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準」を制定し、これに基づく表示制度の運用を2023年1月から開始致します。

「低車外音タイヤ」とは、走行中の車のタイヤが車外に発する騒音が一定基準以下のタイヤのことであり、その表示基準を定めることにより、「低車外音タイヤ」の普及促進を図り、自動車交通騒音の低減へ貢献していくものです。

本制度は、当会会員会社のみならず、日本国内でタイヤ事業に関わる全ての事業者が参加出来る制度とするため、透明性と公平性を確保の観点からタイヤ公正取引協議会協力の下、同協議会が定めるタイヤの表示に関する公正競争規約として、運用していきます。

低車外音タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準

【概要】※運用基準別添



運用基準案.pdf

・対象タイヤ:

乗用車用タイヤ、小形トラック用タイヤ、トラック・バス用タイヤのそれぞれの夏冬用の市販用タイヤ

・低車外音タイヤの基準について:

「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則(第117号)」で規定されている車外騒音基準値を満たすタイヤ

・表示方法:

低車外音タイヤの性能要件を満たすタイヤのタイヤラベル、タイヤカタログ、各社ウェブサイト等の販促物において、「低車外音タイヤ」の呼称やそれを表すアイコンを表示する

〈アイコン〉



・制度開始時期：2023年1月

・当制度の詳細は https://www.jatma.or.jp/environment_recycle/lownoisetyres.html をご確認ください。

本件に関するお問合せ先

一般社団法人日本自動車タイヤ協会 国際部(低車外音タイヤ担当) 藤村
電話 03-3435-9094 FAX 03-3435-9097